

監査公表第 591 号

出資団体監査（工事）の監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 9 月 11 日

京都市監査委員	高橋 泰一朗
同	井上 教子
同	不室 嘉和
同	出口 康雄

平成 19 年度出資団体監査（工事）（平成 19 年 11 月 8 日監査公表第 569 号）

（京都市住宅供給公社－ 1）

監 査 の 結 果
<p>共通費の算定における現場管理費及び一般管理費等について</p> <p>現場管理費及び一般管理費等の算定において、誤った工事費の額に基づいてそれぞれの率を算定していた。その結果、現場管理費が過大に、一般管理費等が過小となり、全体として共通費が過大に積算されていた。</p> <p>また、設計変更における現場管理費の算定において、建築の工事費から設備の工事費を控除して算定しなければならないにもかかわらず、建築の工事費に設備の工事費を含んで算定していたため、経費が二重に計上されていたことから過大積算となっていた。</p> <p>共通費の算定に際し、わかりやすい算定表の作成やチェック体制の改善を行うなど、適正な積算をされたい。</p> <p>（京都市洛西北福西市営住宅修繕工事 ただし、32 号棟外壁改修その他工事ほか）</p>

講 じ た 措 置

共通費の算定については、算定誤りが生じないようにするため、複数名による確認ができるよう共通費算出チェックシートを作成し、平成20年1月16日付け「工事設計、工事監理について（お知らせ）」において、適正な積算を行うよう関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

建築工事における設備工事の下請経費について

設備工事を建築と同一工事で発注する場合、設備工事を下請工事として取り扱い、設備工事に係る共通仮設費及び現場管理費は別に定めた率により算定するほか、下請となる設備工事の直接工事費には下請仮設費等の諸経費を含むものとされているが、以下のような適正に積算されていない事例があった。

ア 共通仮設費及び現場管理費の率については、別に定めた率を適用していたが、設備の工事費に下請仮設費等の諸経費を含まない直接工事費のみを計上していたため、過小積算となっていた。

(京都市向島市営住宅修繕工事 ただし、1街区5号棟外壁改修
その他工事ほか)

イ 設備工事を下請工事として取り扱わず、建築工事と同じ率を適用して共通仮設費等を算定していたため、過大積算となっていた。

(京都市洛西東竹の里市営住宅修繕工事 ただし、52号棟201号他6戸
住戸内バリアフリー改善工事ほか)

設備工事を建築と同一工事で発注する場合の取扱いに関する手引きを作成しチェック体制を改善するなど、適正な積算をされたい。

講 じ た 措 置

建築工事における設備工事の下請経費については、算定誤りが生じないようにするため、複数名による確認ができるよう共通費算出チェックシートを作成し、平成20年1月16日付け「工事設計、工事監理について（お知らせ）」において、適正な積算を行うよう関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

共通費の算定における処分費について

一般工事に取壊し発生材の処分費等を含めて発注する場合、共通仮設費及び現場管理費の算定において、処分費についてはそれぞれの経費を算定しないこととされているが、以下のような適正に積算されていない事例があった。

ア 廃材処分費等を一般工事の直接工事費及び純工事費から控除しないで算定していたため、処分費の経費が計上されたことから、過大積算となっていた。

(京都市勧修寺北他5市営住宅修繕工事 ただし、水中揚水ポンプ取替工事ほか)

イ 業者の見積金額に基づいて算定する際、見積金額の処分費に運搬費が含まれていたにもかかわらず、運搬費と処分費を分割しないでそのまま直接工事費に含めて算定したため、処分費の経費が計上されたことから、過大積算となっていた。

(京都市向島1街区市営住宅修繕工事 ただし、2、4、6棟給水管改修工事)

処分費の取扱いについて、共通費算定におけるチェックリストを作成するなど、定められた算定方法により適正な積算をされたい。

講 じ た 措 置

共通費の算定における処分費については、算定誤りが生じないようにするため、複数名による確認ができるよう共通費算出チェックシートを作成し、平成20年1月16日付け「工事設計、工事監理について（お知らせ）」において、適正な積算を行うよう関係職員に周知した。

監 査 の 結 果

工事保険の保険期間について

工事保険の保険期間は、特記仕様書においてその期間が契約の日からと指定されているにもかかわらず、契約の数日後を開始日としていたものがあつた。チェックリストを作成し、十分な内容確認を行うなど、適正な施工管理をされたい。
(京都市加賀屋敷市営住宅修繕工事 ただし、２棟玄関扉取替工事ほか)

講 じ た 措 置

工事保険の保険期間については、着工関係書類を受理する際に、保険期間や工事着工日などの内容に不備がないことを確認できるよう、「建築請負工事着工関係書類」のチェックリストに留意点を注記することによる見直しを行い、平成20年1月16日付け「工事設計、工事監理について（お知らせ）」において、適正な施工管理を行うよう関係職員に周知した。

(監査事務局第一課)